

幼保連携型認定こども園の 認可基準について

平成25年7月25日

〔赤字は前回の子ども・子育て会議基準検討部会において
委員からいただいた主なご意見〕

I 総論

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とする。具体的には以下の方針を基本とする。 ※特例の在り方については、2. を参照。
 - ・ 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
 - ・ 幼稚園と保育所のいずれかのみに適用のある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
 - ・ 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。
- 幼稚園・保育所の両方の基準で、全国一律の担保を求めている事項は「従うべき基準」、両方の基準で全国一律の担保を求めている事項は「参酌基準」、と整理する。幼稚園・保育所のいずれか一方の基準で全国一律の担保を求めている事項の扱いは検討の上整理する。
- なお、職員配置に関しては給付等の公定価格や財源の確保との関連が強い事柄であり、公定価格の議論の進ちよくと合わせて整理していく。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 質の高い施設とするために高い水準とする方針に賛成。

2. 既存施設からの移行の特例及び弾力的な取扱いの検討方針

- 1. の質の確保のための原則に併せて、既存施設から新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行の確保の要請とのバランスにも留意し、原則として、既存施設から現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められる幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例措置の在り方を検討する。
- また、認可権者の弾力的な取扱いが必要な事項については、例えば子どもの安全や教育・保育上の機能・効用が確保されると一般に認められるような代替的措置など、既存施設の移行や新規の設置の検討に資するような望ましい運用方針を具体的に示すことも検討する。
- これらについては、「幼稚園・保育所等の経営実態調査」の結果等を活用し、既存施設の実態や施設整備の支援方策に照らして合理的な水準向上努力により移行・設置が期待される水準となるよう措置する。
- このほか、保育所の基準で構造改革特別区域の特例措置（公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入）の適用のある事項について、新たな幼保連携型認定こども園の取扱いも検討する。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 待機児童解消を優先した移行特例や弾力化により、質の低下にならないようにすべき。
- ・ 特例や経過措置は、猶予期間と考え終期を設定すべきではないか。
- ・ 地域の実情に応じた配慮もお願いしたい。

3. 留意事項

- 法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる施設については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。
- 職員資格については、保育教諭の職と資格やそれに伴う経過措置が法律上定められていることから、認可基準やその特例としての検討は行わない。
- 教育・保育の内容については、認可基準とは別に主務大臣が定めることが法律上定められていることから、別途、幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)を中央教育審議会・社会保障審議会の合同で検討。
- 施設の管理運営等に関する基準の中には、幼稚園の場合「学校教育法施行規則」で、保育所の場合「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で定められるなど、規定される省令の種類が異なるものがある。
本資料では、便宜的に「認可基準に関する検討事項」として全体を議論に供するが、法制的な整理の結果、「設備及び運営に関する基準」ではなく、「認定こども園法施行規則」等に定めるものも出てくることもあり得る。

(参考)設置パターン別の基準適用イメージ

施設の設置パターン	認可基準
<p>【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園又は保育所の高い水準を原則(本則) ・弾力的な取扱いが必要な事項については、望ましい運用方針を明確化
<p>【既存施設からの移行】のパターン 既設の幼稚園又は保育所を基に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園又は保育所のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例(附則、通知等) ・上記特例以外は、新設の場合と同じ
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(附則)

Ⅱ 個別論点

- 以下、個別論点ごとに、新設の場合を想定した「検討の視点」を整理。
- 既存施設から移行する場合の特例及び弾力的な取扱いについては、経営実態調査の結果等も踏まえ、次回以降に検討。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 総論のとおり、個別論点は質の高さにつなげる観点から検討すべき。

1. 学級編制・職員

(1) 学級編制

幼稚園	<ul style="list-style-type: none">○ 学級を編制することが前提。○ 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	<ul style="list-style-type: none">○ 規定なし。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none">○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通の4時間程度の利用時間は学級を編制しなければならない。※ 認定こども園を異なる施設が構成する場合においても、一体的に合同保育を行うことができる。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none">○ 学校としての性格を踏まえ、保育の必要の有無にかかわらず、満3歳以上の幼児の教育課程に係る時間は、幼稚園と同様とすることでよいか※ 保育を必要とする子どもも必要としない子どもも、一体的に学級を編制できることとするか。※ 満3歳以上の園児のそれ以外の時間や満3歳未満の幼児には、学級編制を適用しない。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 保育を必要とする2歳児が満3歳に達した場合の学級編制の取扱いをどのようにするのか整理が必要。
- ・ 学級編制は教育上極めて重要。
- ・ 学級を編制しつつ異年齢活動の良さにも配慮願いたい。

(2) 園長等の資格

幼稚園	○園長は「教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり。
保育所	○ 規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。
認定こども園	○ 認定こども園の長は、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。
検討の視点	○ 認定こども園の基準と同様に認定こども園固有の能力要件を求め、かつ、幼稚園の基準を参考に、教諭免許状又は保育士の資格を有し、教育職若しくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者を原則とする方向でどうか。

※これらは副園長・教頭にも準用。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 園長には、教諭免許と保育士資格の両方が必要ではないか。
- ・ 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。

(3) その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教頭は原則必置(副園長を置く等の場合は不要)。 ○ 主幹教諭・養護教諭・養護助教諭・事務職員を置くよう努める。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を必置。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医、調理員を必置。調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定なし。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育及び子育て支援の統括業務を支える観点から、園長を補佐する副園長又は教頭を置くよう努めることとする方向でどうか。 ○ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員は幼稚園と同様、調理員は保育所と同様とすることによいか。

※ 改正後の認定こども園法では、園長及び保育教諭が必置であり、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができるとされている。

※ 平成24年5月現在の幼稚園の副園長は 2,861 人、教頭は 1,857 人、養護教諭・助教諭は 443 人、栄養教諭は 48 人(幼稚園数は 13,170 園)。

※ 幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置となる。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 教頭は必置とすべきではないか。

(4) 短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

幼稚園	○ 教諭等の職は常勤が前提。ただし、講師は常時勤務に服さないことができる。(他の学校種と共通)
保育所	○ 保育士は常勤であることが原則であり望ましい。ただし、入所者の処遇を低下させず、各組・グループにつき常勤保育士が1人(0歳児を含む場合は2人)以上配置され、短時間勤務(非常勤)の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数以上となることが確保される場合には、短時間勤務(非常勤)の保育士を必要数に充てることが可能。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 保育教諭の常勤・非常勤の取扱いは幼稚園と同様とすることを基本とするか。その際、3歳未満児の対応については、保育所の取扱いを踏まえるべきか。 ※ 常勤換算方法等の詳細は、(5)の職員配置基準と合わせて検討。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 短時間勤務ではなく常勤の保育教諭等がしっかりと子どもを見守るべき。
- ・ 子育て世代の女性職員が多い保育の現場は特に、女性が仕事を継続しやすい短時間勤務の環境も大切ではないか。

(5) 職員配置基準(学級編制基準)

幼稚園	○ 1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。
保育所	○ 保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし常時2人以上。
認定こども園	○ 短時間利用児：幼稚園と同じ、長時間利用児：保育所と同じ。
検討の視点	※ 給付等の公定価格の議論の進ちよくと合わせて検討。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 学級編制基準は、1クラス30人以下にしてもらいたい。
- ・ 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。
- ・ 保育所では、施設長以外に常時保育士が2人以上必要であるが、閉所前で子どもが1人の時間帯などは一人でも対応できるようにすべき。
- ・ 虐待や事故の防止などの観点から、職員は常時2人以上配置すべきではないか。

2. 設備

(1) 保育室等の設置（認定こども園法で規定されている事項以外）

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員室、保育室、遊戯室、保健室(※)、便所は必置。※保健室は学校保健安全法により必置。 ○ ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には兼用可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置。医務室、便所は原則設置。 ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室も必置。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満2歳以上の園児を受け入れる場合は、保育室、遊戯室を必置としてはどうか。 ○ 特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室は兼用可としてはどうか。 ○ 満2歳未満の園児を受け入れる場合は、保育所と同様、乳児室又はほふく室は必置としてはどうか。 ○ 受入れ園児の年齢にかかわらず、職員室、便所、保健室又は医務室(※)は必置としてはどうか。 ※認定こども園法では、保健室の必置を定めた学校保健安全法を準用している。 ○ 特別な事情がある場合は、職員室と保健室は兼用可としてはどうか。 <p>※保健室と医務室の関係の整理が必要ではないか。</p>

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 遊戯室は保育室と別に必要ではないか。
- ・ 体調不良の子どもを預かれるような施設を設けてはどうか。

(2)園舎・保育室等の面積

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級数に応じた、園舎全体の面積基準を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・1学級:180 m²、2学級:320 m²、3学級以上:1学級につき 100 m²増) ○ 保育室の数は、学級数を下ってはならない。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、満3歳以上の幼児の保育室又は遊戯室の面積が当該子ども1人につき 1.98 m²以上であれば可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室:1人につき 1.65 m²以上 ・ほふく室:1人につき 3.3 m²以上 ・保育室又は遊戯室:1人につき 1.98 m²以上 ※ 居室の面積基準については、東京等の大都市部等の一定の地域に限り、一時的措置として、国の基準を「標準」とする特例が設けられている。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、満3歳以上の幼児の保育室又は遊戯室について、幼稚園の園舎の面積基準を満たしていれば可。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。)は、幼稚園の基準と同じ。 ○ 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室は、保育所の基準と同じ。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の面積を合計した面積以上としてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園の基準による面積(ただし保育室・遊戯室の面積は保育所の基準とし、保育室・遊戯室の数は幼稚園の基準とする) ・満3歳未満の園児について、保育所の基準による面積

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 日本の保育室等の面積は、国際的には非常に低い水準となっていることに留意すべき。

(3) 保育室等の設置階

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎は2階建て以下が原則。(特別な事情がある場合は3階建以上も可。) ○ 2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。(ただし、園舎が耐火建築物で退避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可。) <p>【既存の施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所の基準を満たしていれば、3階以上に保育室等を設置可、準耐火建築物でも2階に保育室等を設置可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」)の3階以上の設置可。 ○ 保育室等を2階以上に置く場合は、階段や待避設備等について建築基準関係法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。 <p>※ 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について平成25年度中に検討し、結論を得ることとされている。</p>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定なし。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の階数については、幼稚園と同様とすることを原則としてはどうか。 ○ 保育室等の設置階は、保育所と同様、建築基準関係法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たす場合に限り、2階以上でも可としてはどうか。 ○ 保育室等の設置階を2階以上とする場合の取扱いについては、経営実態調査の結果等も踏まえて検討する方向でどうか。 <p>※ 上記の保育所についての議論も踏まえて検討。</p>

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 幼稚園と保育所の高い方の水準とする以上、保育室の設置階を3階以上とすることを認めるべきではない。

(4) 運動場等の設置

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動場は必置。 ○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 【既存施設に関する特例】 ○ 適正な運営が確保された既設の保育所からの移行については、認定こども園と同じ基準により、付近の適当な場所への代替可。 ○ 屋上を運動場とすることは不可。 【既存施設に関する特例】 ○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所と同じ基準により、用地不足の場合に屋上を運動場とすることも可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置(付近の公園等の適当な場所への代替可)。 ○ 土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所は保育所と隣接する必要はない。 ○ 耐火建築物については、用地不足の場合は、一定の条件の下、屋上を屋外遊戯場とすることも可。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外遊戯場は原則設置。 (安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積の要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。) ○ 屋上の利用については特に規定なし。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園と同様、運動場は必置、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則としつつ、例外や屋上の取扱いについては、経営実態調査の結果や保育所の基準も踏まえ、代替の可能性、土地の確保が困難等の事情がある場合の措置も含め、望ましい在り方を検討してはどうか。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 運動場は園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。
- ・ 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。

(5)運動場の面積

幼稚園	<p>○ 学級数に応じた面積基準を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級:330 m²、2学級:360 m²、3学級:400 m²、4学級以上:1学級につき80 m²増。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <p>○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所と同じ基準により、1人につき3.3 m²で可。</p>
保育所	<p>○ 入所者1人当たりの面積基準を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき3.3 m²以上 <p>【既存施設に関する特例】</p> <p>○ 適正な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、幼稚園の基準による運動場の面積と満2歳の幼児に係る保育所の基準による屋外遊戯場の面積の合計以上であれば可。</p>
認定こども園	<p>○ 次の基準をともに満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の子ども1人につき3.3 m²以上 ・幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3 m²の合計の面積 <p>【既存施設に関する特例】</p> <p>○ 既存施設が認定を受ける場合は、いずれかの基準を満たすことで可。</p>
検討の視点	<p>○ 以下の面積を合計した面積以上としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園の基準による面積と保育所の基準による面積のいずれか大きい方。なお、経営実態調査の結果を踏まえ、弾力的な取扱いを検討するか。 ・満2歳の園児について、保育所の基準による面積

(6) 調理室の設置

幼稚園	○ 給食施設を備えるよう努める。
保育所	○ 調理室は必置。(耐火上の上乗せ基準あり。) ○ 満3歳以上の幼児について給食の外部搬入を実施する場合は、なお施設内で行うことが必要な加熱、保存、配膳等の調理機能を有する設備を備えた調理室で可。
認定こども園	○ 保育所の基準と同じ。 ※ 必要な設備は、実態を踏まえて判断。当該設備を備える部屋について、必ずしも専用の部屋とする必要はないが、備える設備等に応じて衛生管理や防火といった面からの対応が求められる。
検討の視点	○ 保育所と同様、調理室は必置、満3歳以上の幼児について給食の外部搬入を実施する場合は、なお施設内で行うことが必要な加熱、保存、配膳等の調理機能を有する設備を備えた調理室で可能としつつ、外部搬入を実施する場合の調理室や設備等については、経営実態調査の結果や食品衛生規制等も踏まえ、配食数が極めて少ない等の特別の事情がある場合の措置も含め、望ましい在り方を検討してはどうか。 ※ 食事の提供については、3. (3) 食事の提供を参照。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 0～2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。
- ・ 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。

(7)その他の設備

幼稚園	<ul style="list-style-type: none">○ 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。○ 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書館、会議室は、設置に努める。
保育所	<ul style="list-style-type: none">○ 規定なし。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none">○ 規定なし。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none">○ 幼稚園と同じでよいか。

3. 運営

(1) 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

幼稚園	○ 教員は園児に体罰を加えることができない。
保育所	○ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ○ 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ○ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 保育の必要の有無にかかわらず、保育所と同様とする方向でどうか。

〈基準検討部会での主なご意見〉
・ 平等取扱い等の規定に賛成。

(2)教育時間・保育時間等

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。 ○ 毎学年の教育週数は39週を下らない。 ○ 学期の区分・長期休業日あり。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年の開所日数は日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則(自主的な休所日もあり)。(運営費の積算) ○ 1日の開所時間は原則11時間。(延長保育事業における取扱い・運営費の積算) ○ 1日の保育時間は原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年の開園日数及び1日の開園時間は就労状況等地域の実情に応じて定める。 ○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 ○ 保育に欠ける子どもに対する保育時間は保育所の基準と同じ。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の教育時間・毎学年の教育週数等は幼稚園と同様でよいか。 ○ 1日の開園時間・保育時間は保育所と同様でよいか。 ○ 夜間保育所等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認めることでよいか。 <p>※ 給付等の公定価格や保育の必要性の認定における「長時間」・「短時間」の保育必要量の区分に関する議論との整合性が必要。</p>

(3) 食事の提供

幼稚園	○ 規定なし。
保育所	○ 食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、栄養士による配慮、発達段階・健康状態・アレルギーへの対応等の要件を満たす保育所は、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)によることができる。 ○ 満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。
認定こども園	○ 保育所の基準と同じ。 ○ 保育に欠けない子どもについては弁当持参という対応も可。
検討の視点	○ 保育を必要とする園児については、保育所と同様とする方向でどうか。 ※ 公立保育所における満3歳未満児に対する給食の外部搬入を認める構造改革特別区域の特例措置について、公立幼保連携型認定こども園や公設民営方式から移行する公私連携幼保連携型認定こども園にも適用を認めるかどうかさらに検討。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 食事の提供は、保育の必要性の有無で異なる扱いとすべきか整理が必要。
- ・ 0～2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。(※設備(6)再掲)
- ・ 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。(※設備(6)再掲)

(4)園児要録・出席簿

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導要録(幼児の学習及び健康の状況を記録した書類)・出席簿を作成しなければならない。 ※ 記載事項は、学籍に関する記録・指導に関する記録(健康状況、出欠状況を含む。) ○ 幼児が進学・転園した場合、指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の処遇を明らかにする書類を整備しなければならない。保育所児童保育要録(入所する子どもの育ちを支えるための資料)を作成する。 ※ 教育に関わる事項については、主に最終年度(5・6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載する。 ※ 記載事項は、保育期間・子どもの育ちに関わる事項・養護に関わる事項(健康状態等を含む。)・教育(発達援助)に関わる事項。 ○ 保育所児童保育要録が保育所から就学先の小学校に送付されるようにする。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園こども要録を作成する。重複して指導要録・保育要録を作成する必要はない。 ※ 学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成する。 ※ 記載事項は、学籍等に関する記録・指導及び保育に関する記録(幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と子どもの出席日数を含む。)を記載する。 ○ 進学・就学に際し、こども要録の抄本又は写しを進学・就学先に送付されたい。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)(園児の在籍・発達・健康の状況を記録した書類)・出席簿(満3歳以上の園児に対する教育課程に係る教育の出欠の状況)を作成することでよいか。園児要録作成対象園児の範囲についてさらに検討。 ○ 進学に際し、園児要録の抄本又は写しを進学先に送付することでよいか。他の認定こども園・幼稚園・保育所に転入園する場合の扱いについてさらに検討。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 園児要録(仮称)はぜひ実現すべき。

(5) 研修等(法律事項以外)

幼稚園	○ 規定なし(教育基本法等で規定)。
保育所	○ 職員が必要な知識及び技能の修得等に努めなければならない。
認定こども園	○ 教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。
検討の視点	○ 法律事項以外で認可基準に規定する内容は、保育所及び現行の認定こども園と同様でよいか。

(6) 職員会議・評議員

幼稚園	○ 職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する。)を置くことができる。 ○ 学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱。)を置くことができる。
保育所	○ 規定なし。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 職員会議・評議員については、幼稚園と同様でよいか。

(7) 運営状況評価(法律事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表の義務。 ○ 自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)・結果公表の努力義務。 ※ 詳細は「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成23年11月改訂)。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表の努力義務。 ※ 詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」(平成21年3月)。 ○ 福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる努力義務(社会福祉法)の一環として、第三者評価事業とその受審が推進されている。 ※「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、評価機関と評価者の質向上等や保育所における第三者評価の受審率目標等について検討等を行うこととされている。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質向上の努力義務。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表の義務を課すことでよいか。新たな認可基準の全体を踏まえ、手続、評価項目等に関するガイドラインをさらに検討。 ○ 関係者評価・第三者評価のいずれかの実施とその結果公表を努力義務とする方向でどうか。手続、評価基準、評価者の認証・研修等を含め、学校かつ児童福祉施設としての目的に沿った評価手法を継続的に開発・推進していくことが必要。 ※ 上記の保育所における議論も踏まえて検討。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 自己評価がより質の向上につながるよう検討すべき。
- ・ 評価は必要としても、幼稚園では、直接契約により利用者の評価が反映される点も考慮すべき。
- ・ 自己評価はもとより、関係者評価または第三者評価も進めるべき。
- ・ 地域の子育て支援の機能についても、評価する仕組みを検討するべき。

(8) 苦情解決

幼稚園	○ 規定なし。
保育所	○ 入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 保育の必要の有無にかかわらず、保育所と同様でよいか。

(9) 家庭・地域との連携、保護者との連絡

幼稚園	○ 家庭・地域との連携協力の努力義務。(教育基本法) ※ 家庭・地域社会との連携方法について、幼稚園教育要領に具体的な定めあり。
保育所	○ 地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 ○ 保護者と密接な連絡を取り理解・協力を得る努力義務。 ※ 保護者支援・保護者との相互理解等について、保育所保育指針に具体的な定めあり。
認定こども園	○ 家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。施設の活動に保護者の参加を促す。
検討の視点	○ 基準上に規定した上で、具体的な定めについては、保育要領(仮称)に委ねる方向でどうか。

(10) 保健安全関係(健康診断)

幼稚園	○ 健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)
保育所	○ 健康診断は少なくとも1年に2回行う。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 子どもの保健安全にかかわる事項として、保育所に合わせてはどうか。 ※ 給付等の公定価格に関する議論との整合性が必要。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 厳しい基準に合わせることに賛成。
- ・ 幼稚園では年1回で支障がないことに鑑み、施設で過ごす時間の違いや0～2歳と3～5歳の違いに応じて異なる扱いとしてはどうか。
- ・ 新制度では、健康診断に要する費用の公的支援を行うべき。

(11) 保健安全関係(臨時休業・出席停止)

幼稚園	○ 感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。
保育所	○ 規定なし。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様であるが、保育を必要とする子どもが在籍していることに伴う具体的な配慮事項等を検討してはどうか。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 感染症が発生した場合の休業等に係る判断をどうすべきか。

(12) 子育て支援(法律事項以外)

幼稚園	○ 規定なし。(家庭及び地域における教育の支援に努める(学校教育法 24 条))
保育所	○ 規定なし。(乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。(児童福祉法 48 条の3 第1項))
認定こども園	○ 教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。 ○ 子育て支援事業を保護者が希望するときに利用可能な体制を確保する。
検討の視点	○ 現行の認定こども園と同様でよいか。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・ 認定こども園が実施義務を負う地域の子育て支援について、質の確保の基準は設けないのか。